

介護サービス

■基本料金(法定給付)【日額】 介護保険負担割合証に記載された負担割合が自己負担となります。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1～2時間未満	3,660円	3,950円	4,260円	4,550円	4,870円
2～3時間	3,800円	4,360円	4,940円	5,510円	6,080円
3～4時間	4,830円	5,610円	6,380円	7,380円	8,360円
4～5時間	5,490円	6,370円	7,250円	8,380円	9,500円
5～6時間	6,180円	7,330円	8,460円	9,800円	11,120円
6～7時間	7,100円	8,440円	9,740円	11,290円	12,810円
7～8時間	7,570円	8,970円	1,0390円	12,060円	13,690円

■加算料金(法定給付)【日額】 介護保険負担割合証に記載された負担割合が自己負担となります。

サービス提供体制加算	(I) 220円	介護職員のうち介護福祉士資格を有する職員の割合が70%以上ある場合
入浴加算	(I) 400円 (II) 600円	居宅環境を踏まえた入浴介助を行う場合 (II) 利用者宅を訪問、自宅浴室の環境整備に係る助言を行い、利用者宅の浴室環境を踏まえた個別の入浴計画を作成 計画に基づき居宅に近い環境にて入浴介助を実施
リハビリテーションマネジメント加算 (月額)	A (イ) 6月以内 5600円 6月超 2400円 (ロ) 6月以内 5930円 6月超 2730円 B (イ) 6月以内 8300円 6月超 5100円 (ロ) 6月以内 8630円 6月超 5430円	(イ) 個別実施計画の作成と他職種協働の体制づくり 利用者居宅を訪問、日常生活の状況と家屋の環境確認 定期的なリハビリテーション会議の開催 (ロ) リハビリテーションマネジメント加算(イ)に加えて、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合 B 算定は医師が利用者に説明・同意を得る場合
リハビリテーション提供体制加算	3～4時間 120円 4～5時間 160円 5～6時間 200円 6～7時間 240円 7時間以上 280円	リハビリテーションに関わる専門職の配置やリハビリマネジメントに基づいてサービスを提供している場合
移行支援加算	120円	リハビリテーションによって身体機能が向上し、社会参加できる方向へ移行する取り組みを行った場合
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (月額)	6月以内 12,500円	生活行為に関する目標を設定し、実現に向けて計画的にリハビリを実施した際に算定 起算日から6月まで算定
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1,100円	一週間におおむね2日以上、1日40分以上のリハビリ実施 退院日又は認定日から起算して3月以内

認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	2,400円	週2日を限度に個別にリハビリテーションを実施
若年性認知症利用者受入加算	600円	若年性認知症利用者の受け入れ
栄養アセスメント加算	500円	管理栄養士、介護職員等が共同して、栄養アセスメントを実施
栄養改善加算	2,000円	低栄養状態の改善を目的とする 3月以内月2回限度
口腔・栄養スクリーニング加算	(I) 200円 (II) 50円	利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことにより口腔機能の重症化等の予防、維持、回復等につなげる 6月以内1回限度 (I) 利用開始時及び6月ごとに、利用者の栄養状態と口腔の健康状態について確認し、介護支援専門員に提供していること (II) 利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態もしくは栄養状態のいずれかの確認を行い、介護支援専門員に提供していること
口腔機能向上加算	(I) 1,500円 (II) 1,600円	口腔機能の向上を目的に個別で指導を行った場合 3月以内月2回限度 (II) 口腔機能向上加算 (I) の取り組みに加え、口腔機能等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
重度療養管理加算	1,000円	要介護3～5の利用者に計画的な医学的管理のもとリハビリを実施した場合
中重度者ケア体制加算	200円	中重度者を30%以上受入、定められた職員配置がされている場合
科学的介護推進体制加算	400円	全ての利用者の心身の基本的な情報をLIFEへ送ること LIFEからのフィードバックなどを活用し事業所内でPDCAサイクルを回していくこと
介護職員処遇改善加算 (I)	(基本料金+加算料金) × 4.7%	介護職員の処遇改善について計画的に取り組んでいる場合
特定処遇改善加算 (I)	(基本料金+加算料金) × 2.0%	経験・技能を有する介護職員等の処遇改善に取り組んでいる場合
介護職員等ベースアップ等支援加算	(基本料金+加算料金) × 1.0%	上記「介護職員処遇改善加算」の算定をすでに行っている場合

■実費分 (法定給付外) 以下の料金の全額がご負担の額です

食費	昼食 660円			
日用品費	120円	おしぼり、石鹸、トイレトペーパー、ペーパータオル、消毒剤等		
教養娯楽費	80円	新聞、雑誌、レク材料等		
排泄用品	紙オムツ	1枚 180円	フラットタイプ	1枚 80円
	紙パンツ	1枚 140円	尿パッド	1枚 30円
	ワイド尿パッド	1枚 35円		
延長料金	30分を超える毎に250円 (10時間を超えたご利用の場合)			

介護予防サービス

■基本料金(法定給付)【月額】 介護保険負担割合証に記載された負担割合が自己負担となります。

	要支援1	要支援2
介護予防通所リハビリテーション費	20,530円	39,990円

※利用開始月から12月超の場合、1月あたり 支援1は200円、支援2は400円が減額されます。(令和3年4月起算)

■加算料金(法定給付)【月額】 介護保険負担割合証に記載された負担割合が自己負担となります。

サービス提供体制加算	要支援1 (I) 880円 要支援2 (I) 1,760円	介護職員の総数のうち介護福祉士資格を有する職員の割合が一定以上ある場合
運動器機能向上加算	2,250円	利用者の運動器の機能向上を目的とする
栄養アセスメント加算	500円	管理栄養士、介護職員等が共同して、栄養アセスメントを実施
栄養改善加算	2,000円	低栄養状態の改善等を目的とする
口腔・栄養スクリーニング加算	(I) 200円 (II) 50円	利用者の口腔機能低下を早期に発見し、適切な管理を行うことにより口腔機能の重症化等の予防、維持、回復につなげる
口腔機能向上加算	(I) 1,500円 (II) 1,600円	口腔機能の向上を目的に個別で指導を行った場合
選択的サービス複数実施加算	(I) 4,800円 (II) 7,000円	ご利用者のADLの向上または維持のための選択的サービスを複数、定期的実施すること
科学的介護推進体制加算	400円	全ての利用者の心身の基本的な情報をLIFEへ送ること LIFEからのフィードバックなどを活用し事業所内でPDCAサイクルを回していくこと
事業所評価加算	1,200円	選択的サービスを60%に実施した場合に算定
介護職員処遇改善加算(I)	(基本料金+加算料金)×4.7%	介護職員の処遇改善について計画的に取り組んでいる場合
特定処遇改善加算(I)	(基本料金+加算料金)×2.0%	経験・技能を有する介護職員等の処遇改善に取り組んでいる場合
介護職員等ベースアップ等支援加算	(基本料金+加算料金)×1.0%	上記「介護職員処遇改善加算」の算定をすでに行っている場合

■実費分(法定給付外) 介護サービスと同様になります。